

第3次

日南町男女共同参画推進計画

「互いが認め合い 支え合い

輝いて生きていくまち・日南町」



鳥取県 日南町(平成26年度～平成30年度)

目 次

基本構想

1. 日南町が目指している「男女共同参画社会」の姿	2
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 基本理念	3
5. 計画の運用	4

施策体系図 日南町男女共同参画推進計画体系図	4
------------------------------	---

「互いが認め合い 支え合い 輝いて生きていくまち・日南町」

基本目標 1 過疎・少子高齢社会でいきいき輝いて生きるために

重点目標 1 こどもは「まちの宝」親も子もいきいき暮らせるまちにしよう...	7
重点目標 2 高齢期の男女が心豊かに暮らせる明るいまちにしよう	9
重点目標 3 地域で支えあい希望のもてる住みよいまちにしよう	11

基本目標 2 農村地域における仕事、家庭のバランス

重点目標 1 男女が支えあう農林業・商業等の推進	14
重点目標 2 仕事と家庭のよいバランスづくり	16

基本目標 3 基本的人権の尊重で互いに認め合う社会実現

重点目標 1 女性の人権の尊重とあらゆる暴力を許さない地域づくり	19
重点目標 2 地域・家庭、みんなで学ぶ人権	21
重点目標 3 多様な人々の多様な生き方が尊重されるバリアフリー社会へ	23

参考資料

1. 計画の策定経過	26
2. 男女共同参画基本法	27
3. 日南町男女共同参画推進条例	35

日南町男女共同参画推進計画

基本構想

日南町が目指している「男女共同参画社会」の姿

計画の位置づけ

計画の期間

基本理念

計画の運用

1. 日南町が目指している「男女共同参画」の姿

平成11年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、日南町では平成15年12月に「日南町男女共同参画プラン」を、平成20年4月に「第2次日南町男女共同参画推進計画」を策定し、様々な取組を行ってきました。

しかしながら、性別による役割分担意識や慣習は、男女共同参画の推進とともに変わりつつあるものの、家庭をはじめ職場、そして地域の中にも依然として残っています。本町は女性の就業率も高く、社会の一員として誇りを持って働く女性もいます。また、少子化が進んできているとはいえ、県下でも合計特殊出生率は高く、育児、介護の面などにおいて男女共同で取り組むことが必要です。

日南町には、すばらしい文化と歴史や自然環境があり、地域ではそれらを生かしたまちづくりも行われています。少子高齢化が進むわが町においては、さらに地域力を高め、地域の活性化を進めていくためにも、男女の別なく様々な分野に共同参画社会の実現が求められています。

このような現状を踏まえ、平成25年3月に日南町男女共同参画推進条例を制定しました。今回の第3次日南町男女共同参画推進計画では、条例の基本理念を踏まえるとともに、第2次日南町男女共同参画推進計画を踏襲しながら策定しました。この計画に沿って男女共同参画を推進していき「男女が互いに認め合い、支えあい、一人ひとりが輝いて生きていくまち日南町」を目指します。

2. 計画の位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法14条第3項及び日南町男女共同参画推進条例第9条1項の規定に基づいて策定するものであり、日南町の男女共同参画社会の形成を推進するための町民の指針となる計画です。

3. 計画の期間

この計画の期間は、平成26年度から平成30年度の5カ年とします。但し、社会情勢の変化や計画の進捗状況に応じて見直しを行うこともあります。

4. 基本理念

この計画は、日南町男女共同参画推進条例に基づき次に掲げる事項を基本理念として男女共同参画によるまちづくりを推進することとします。

- (1) 男女が、性別にかかわらず、人権が尊重される社会
- (2) 男女が、性別による差別を受けない社会
- (3) 男女が、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産など性と生殖について、互いの意思や決定が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことのできる社会
- (4) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に影響されることがなく、自らの意思で自由に活動できる社会
- (5) 男女が、社会のあらゆる分野で、個性と能力を十分に発揮できる社会
- (6) 男女が、家事や育児、介護などの家庭生活における活動の中で、互いが協力し合い対等な役割を担う社会
- (7) 男女が、政治活動、経済活動、地域活動など、あらゆる社会活動に対等な立場で参画し、かつ、共に責任を担う社会

5. 計画の運用

計画の実施にあたっては、町民、企業、地域の各団体・行政が一体となって取り組み、町民の代表である「日南町男女共同参画推進委員会」を中心として、本計画に沿って実施していきます。

【男女共同参画】とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会をいいます。

「男女共同参画社会基本法」から

「参加」でなく「参画」

「参画」とは、単にその場に加わる（参加）ということではなく、方針や意思決定の段階から積極的に関わることを意味します。誰もが一緒に考え、話し合っ物事を決め、実行していくことです。

互いが認め合い 支えあい 輝いて生きていくまち・日南町

通疎・少子高齢社会で
いきいき輝いて生きるために

子どもは「まちの宝物」
親も子もいきいき暮らせるまちにしよう

高齢期の男女が心豊かに暮らせる
明るいまちにしよう

地域で支えあい
希望をもてる住みよいまちにしよう

男女が支えあう農林業・商業等の推進

農村地域における
仕事・家庭のバランス

仕事と家庭のよいバランスづくり

女性の人格の尊重と
あらゆる暴力を許さない地域づくり

基本的な人格の尊重で
互いに認め合う社会の実現

地域・家庭みんなでする人権

多様な人々の多様な生き方が
尊重されるバリアフリー社会へ

行政	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭への各種助成制度、町営住宅の優先入居制度等の啓発 子育て世代への紙おむつ使用に依るごみ袋の無償配布 小中学生への医療費助成制度や、病後児保育制度など、安心して子育てできる子どもの医療環境の充実 小児利便の確保 社会福祉協議会等と連携した子育て支援センター・子育てボランティア・サークルの情報提供の充実 妊婦健康診査の町単独助成制度や0歳児保育制度の充実と周知 企業内保育（託児所の設置）など制度の充実 参観日など、子どもの行事に合わせた時間制限制度の整備 多様なライフスタイルへの理解を深め、地域社会での子育ての推進 子どもに固定的な性別役割（画一的な「女らしさ、男らしさ」）を押しつけない地域づくり 町の伝統文化、地域活動へ子どもが参加しやすい環境づくり
職場	
地域 家庭	
行政	<ul style="list-style-type: none"> 「まめな会」などでの介護、認知症予防のための指導や、各種会合時に併せた学習機会の提供 社会福祉協議会等と連携したネットワーク組織との連携 老人クラブやシルバー人材センターによる「生きがいづくり」支援 介護休暇制度、介護に伴う時間制限制度の整備 速職後の再就職制度など、高齢者が安心して暮らせるための環境づくり 一人暮らしの高齢者宅については、近所で声を掛け合い安心して生活できる地域づくり 高齢者が家庭や地域で活躍できる「生涯現役社会」を目指したまちづくり 生活支援ボランティアの活用 高齢期の男女の家事参加の促進
職場	
地域 家庭	
行政	<ul style="list-style-type: none"> 広報・啓発活動による固定的性別役割分担意識や習慣の見直し 先進事例の紹介等による研修会の開催 地域の活発な意見を行政に取り入れ、地域社会活性化の推進支援
職場	
地域 家庭	<ul style="list-style-type: none"> 職場も積極的に地域活動へ参加し、地域との相互交流を行う 地域社会などへ女性の意見が言いやすい雰囲気づくりや地域活動や男女の役割の再確認 民生児童委員や自治会役員などを中心とした地域ぐるみでの見守り、支えあい活動 防災分野における災害対応、避難所運営等において、女性の視点を取り入れる
行政	<ul style="list-style-type: none"> 生きがい、やりがいづくりのための家族経営協定の普及促進 女性への技術研修、経営研修などの開催による能力開発支援の推進 性別の境界を越えた農林業の普及 農業協同組合等への女性役員・積極的登用 女性の技術研修、経営研修会への参加促進 農業活動への女性の視点と声を積極的に活用する地域づくり 食育などの取り組みを通じて、農林業への関心と理解を深める
職場	
地域 家庭	
行政	<ul style="list-style-type: none"> 仕事と生活の調和についての理解促進（取組事例などの紹介） 町として、町内男女共同参画優良企業の認定及び表彰 鳥取県男女共同参画推進認定企業へ定期的なアンケート調査や情報提供 時間休暇取得の推進、育児・介護休暇による労働者が働きやすい環境整備 事業所内における役員などへの女性の参画促進、子育てを終えた女性の再就職支援 男性も家事に積極的に参加するための雰囲気づくり
職場	
地域 家庭	
行政	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙、ケーブルテレビなどを活用したDVに対する認識の徹底及び相談窓口等、通報先の周知 DV被害者を支援するサポートネットワークとの連携 男女互いが自立した、女性の人格尊重の職場づくり セウハラ、バフハラに関する研修会の開催や、相談窓口の設置 女性が家庭で孤立しないよう、地域における女性ネットワークづくり 自治会役員等を対象としたDV等に対する研修会の開催
職場	
地域 家庭	
行政	<ul style="list-style-type: none"> 男女の平等を学ぶための「性（いのち）やりプロダクティブ・ヘルズ/ライツ」についての教育の推進 開発差別をはじめとした人権教育の推進 教育委員会等と連携した教員・保護者・児童への男女共同参画に関する学習機会の提供 無意識による性別教育根絶に向けた研修会の実施
職場	
地域 家庭	<ul style="list-style-type: none"> 子ども運ことして一番身近な存在である家庭、地域とのつながりの再認識 休日に地域と関わりを持てる場への参加
行政	<ul style="list-style-type: none"> 外国人の方との互いに違いを認め合うための交流活動 障がいのある方を地域で支えあい、認め合うため、雇員などに対する啓発活動の実施 同和問題研究会や小地域懇談会などの学習会の開催 公的な施設等でのバリアフリー設備の充実
職場	
地域 家庭	<ul style="list-style-type: none"> 性別、国籍などへの偏見をなくし、「人」として互いの人権を認め合い理解する 「人権」「いのちの大切さ」を視点とした男女平等の意識改革 雇用義務数以上の障がい者の雇用促進 様々な男女の生き方について理解を深めるための話し合い活動 各種会合への女性参画の意識づくり

日南町男女共同参画推進計画

基本目標 1

過疎・少子高齢化社会で

いきいき輝いて生きるために

重点目標 1

子どもは「まちの宝」 親も子もいきいき暮らせるまちにしよう

急激な少子化と核家族化、人々の価値観やライフスタイルの多様化に伴い、子育てをめぐる環境は大きく変化してきています。その一方で、子育てに悩む親の増大や児童虐待などの問題も生じ、過疎少子化の進む日南町にとって子育てを家庭のみならず地域社会の男女が一丸となって支援していくことは、大変重要なことといえます。

日南町では平成19年度から「こどもゆめ基金」を設立し、地域社会全体で子供を守り育てるための取り組みを行っており、町の将来を担う子供たちの明るい未来のために、今後も様々な施策を推進していきます。

子育て支援としては、妊婦健康診査の費用軽減や小中学生の医療費助成など、各種支援制度の充実のみならず、その周知のために活動にも力を入れていきます。

また、職場における企業内保育施設の支援や、子どもの参観日などの行事に合わせた時間休暇制度の整備を働きかけます。

平成24年度に子育て支援センターが竣工し、平成25年度から子育て支援、親の仲間づくり支援、0歳児保育、放課後児童クラブなどの事業を充実して行っています。さらに子育てサークルや、子育て支援センターの充実など、多様な家族が安心して子どもを守り育て、親も子もいきいきと暮らせるまちづくりを推進していきます。

○具体的施策

(1) 行政の取り組み

- ・ひとり親家庭への各種助成制度、町営住宅の優先入居制度等の啓発
- ・子育て世代への紙おむつ使用に係るごみ袋の無料配布
- ・小中学生への医療費助成制度や、病後児保育制度など、安心できる子どもの医療環境の充実
- ・小児科医の確保
- ・社会福祉協議会等と連携した子育て支援センター、子育てボランティア、サークルの情報提供の充実
- ・妊婦健康診査の町単独助成制度や0歳児保育制度の充実と周知

(2) 職場、企業の取り組み

- ・企業内保育（託児所の設置）などの制度の充実
- ・参観日など子どもの行事に合わせた時間休暇制度の整備

(3) 地域、家庭の取り組み

- ・多様なライフスタイルへの理解を深め、地域社会での子育ての推進
- ・子どもに固定的な性役割（画一的な「女らしさ、男らしさ」）を押しつけない地域づくり
- ・町の伝統文化、地域活動へ子どもが参加しやすい環境づくり

○参考資料

- ・子育て支援センターの利用状況（平成25年度）

0歳児保育の人数	1人
放課後児童クラブの人数	28人

【放課後児童クラブ】とは

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業であり、女性の就労の増加や少子化が進行する中、仕事と子育ての両立支援、児童の健全育成対策としての居場所をつくる制度です。小学1年生から3年生までが対象となります。

重点目標 2

高齢期の男女が心豊かに暮らせる明るいまちにしよう

日南町においては、全国平均値を大幅に上回る超高齢化社会をむかえ、高齢単身者、高齢者のみの世帯が年々増加しています。このような世帯の方々のために、地域社会で支え合う体制を充実していくことが重要です。

また、高齢者の介護や看護は主に女性が担っている現状が多く、介護における男女共同参画が課題となっています。男性も積極的に介護と関わり、家族皆で協力して取り組んでいく必要があります。そして高齢者及びその家族の人たちが、社会の中で孤立せず、地域とつながりを持ちながら生活していけることが大切なことです。

他方で、元気な高齢者も多いことから、高齢者の男女を単に支えられる側に位置付けるのではなく、他の世代と共に社会を支える重要な一員として、「生涯現役社会」を目指した「生きがづくり」に取り組めます。そのためには、高齢者が社会参加できる仕組みを整えることが必要です。

様々な人との交流を楽しみながらいきいきと生活を送ることができるよう、趣味の講座の開催や悪徳商法や詐欺事件への学習会などを各種会合の際に併催するなど、学習会の提供を促進します。さらに、高齢者が長年培ってきた知識や経験、技能を地域で生かす場づくりも必要です。

また、企業における介護休暇制度の整備や介護に伴う時間休暇制度の整備及び、男女がそれらを取得できる環境づくりを働きかけ、高齢者を家族や地域で支えあうまちづくりを推進していきます。

○具体的施策

(1) 行政の取り組み

- ・「まめな会」などでの介護、認知症予防のための指導や、各種会合時に併せた学習機会の提供や男女共同参画の啓発活動
- ・社会福祉協議会等と連携したネットワーク組織との連携
- ・老人クラブやシルバー人材センターによる「生きがづくり」支援

(2) 職場、企業の取り組み

- ・介護休暇制度、介護に伴う時間休暇制度の整備
- ・退職後の再就職制度など、高齢者が生きがいを持って暮らせるための環境づくり

(3) 地域、家庭の取り組み

- ・一人暮らしの高齢者宅については、近所で声を掛け合い、安心して生活できる地域づくり
- ・高齢者が家庭や地域で活躍できる「生涯現役社会」を目指したまちづくり
- ・生活支援ボランティアの活用
- ・高齢期男女の家事参加促進

○参考資料

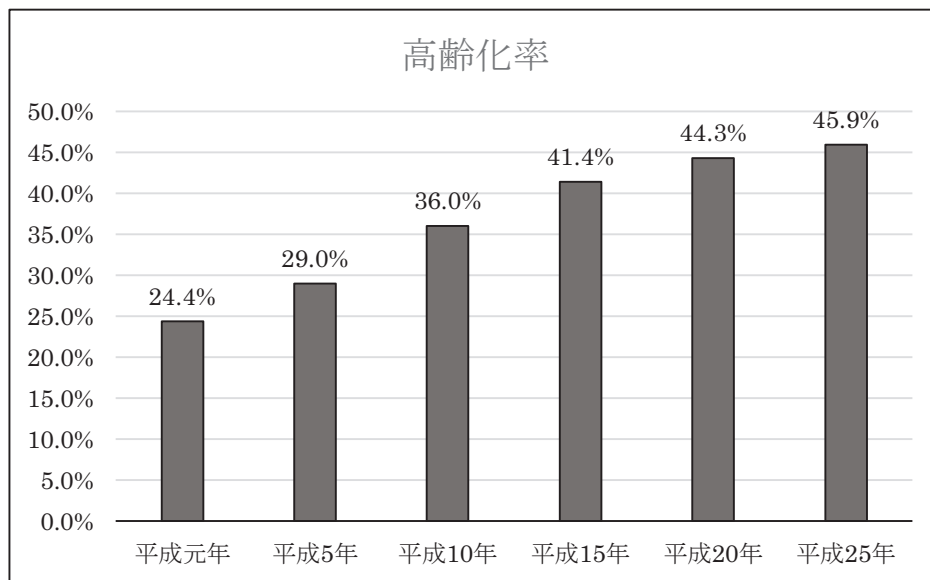
- ・日南町シルバー人材センター登録人数及び利用状況

(平成24年度実績)

登録者数	利用者数
64人	240人

※日南町シルバー人材センターでは、多くの高齢者の方が所属され、障子の張り替えから庭木の剪定など様々な取り組みを行っており、生涯現役社会への生きがいづくりへつながっています。

- ・高齢化率の推移 (※高齢化率 = 65歳以上の人口 ÷ 総人口)



住民基本台帳より (各年毎年3月末現在、平成25年度の数字は、外国人を含んだ割合です。)

※日南町では、年々高齢化率が上昇しており、平成32年度には町民の半数が65歳以上の高齢者となる見込みです。

重点目標3

地域で支えあい希望のもてる住みよいまちにしよう

家庭とともに私たちにとって身近な暮らしの場である地域社会での推進は、男女共同参画の実現にとって重要です。地域では高齢化、過疎化の進行や、人間関係の希薄化、単身世帯の増加等により様々な変化が生じており、男女が共に担わないと立ちゆかなくなる状態になっていることから、これらの課題を解決するため、男女共同参画の推進が必要です。

現在、地域活動は男性中心の運営となっています。これは、地域活動において「男性優位」の習慣が長く続き、参加者の性別の偏りや性別役割分担意識が残っているためだと考えられます。また、女性の家事・育児・介護等の比重は依然として大きく、地域活動に参加しにくい現状もあります。そのため、地域社会へ女性が意見を述べやすい雰囲気づくりや、これまでの活動内容や男女の役割の再確認を行う必要があります。そして女性自身も自らの意識を高め、積極的に意思決定に参画していくことも必要です。

これらの活動を推進するためには、女性も男性も固定的性別役割分担意識にとらわれず、男女共同参画に関する認識を深め、社会の制度や慣行を是正していく啓発、広報活動の充実が求められます。先進地事例の紹介等による研修会の開催など、男女を問わず地域社会の活性化を行政が積極的に推進し、地域とともに支えあい希望のもてる住みよいまちづくりを推進していきます。

また、地域の防災分野においても、災害対応、避難所運営等において女性の視点での対応が必要です。

○具体的施策

(1) 行政の取り組み

- ・ 広報、啓発活動による地域社会の固定的性別役割分担意識や習慣の見直し
- ・ 先進地事例の紹介等による研修会の開催
- ・ 審議会など委員への女性の積極的登用や、地域住民の活発な意見を行政が取り入れ、地域社会活性化の推進支援

(2) 職場、企業の取り組み

- ・ 職場も積極的に地域活動へ参加し、地域との相互交流を行う

(3) 地域、家庭の取り組み

- ・地域社会などへ女性が意見を言いやすい雰囲気づくりや地域活動や男女の役割の再確認
- ・民生児童委員や自治会役員など、男女が協力して地域ぐるみでの見守り、支え合い活動
- ・地域の防災分野における、災害対応、避難所運営等において女性の視点を取り入れる

○参考資料

自治会役員（会長・副会長）における女性の参画状況

（平成25年4月1日現在）

	総数（人）	うち女性（人）	女性の割合
会長	35	0	0
副会長	34	2	5.9%
総数	69	2	2.9%

地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等の女性の登用

（平成25年4月1日現在）

審議会等数	委員総数（人）	うち女性委員数（人）	女性の割合（%）
12	243	62	25.5%

※地方自治法第203条の3では、地方公共団体の附属機関として、条例の定めにより、その担任する事項について調停、審査、審議を行う機関を設置できるとされています。たとえば「国民健康保険運営審議会」「環境審議会」などが該当します。

日南町男女共同参画推進計画

基本目標 2

農村地域における

仕事・家庭のバランス

重点目標 1

男女が支えあう農林業・商業等の推進

農林業、商業等の自営業において、女性は、生産や経営の実質的な担い手として重要な役割を果たしているにもかかわらず、固定的な役割分担意識や慣行のため、労働に対して適正に評価されたり、経営や方針決定過程への参加も進んでいない状況にあります。対等なパートナーとして男性とともに経営に参加していくことが必要です。

農林業、商業等の自営業は、家族経営が多く、労働時間や休日が不規則であり、就業条件の整備を図っていかねばなりません。このため誰もが「生きがい」「やりがい」をもって働けるよう、家族経営協定の普及が重要となります。

また、女性自身の参画意識を高め、男性や地域の意識改革を進めて能力のある人の適正な評価をし、各種団体の役員として、方針決定過程への参画を促進していかねばなりません。

さらに、女性グループなどの地域活動や生産活動を活発にしていくことも必要です。様々な分野で女性が活動することは、地域社会や経済の活性化につながります。農業活動へ女性の視点と声を取り入れ、積極的に活用する地域づくり、新規農業経営者への活動支援を行い、性別の垣根を越えた支え合う農林業の推進を目指します。

また、食育などの取り組みを通じて農業への関心と理解を深めることも大切です。そのことが、生産者が誇りを持つことにもつながるものと考えています。

○具体的施策

(1) 行政の取り組み

- ・生きがい、やりがいづくりのための家族経営協定の普及促進
- ・女性への技術研修・経営研究会などの開催による能力開発支援の推進

(2) 職場、企業の取り組み

- ・性別の境界を越えた農林業の普及
- ・農業協同組合等への女性役員の積極的登用

(3) 地域、家庭の取り組み

- ・女性の技術研修、経営研修会への参加応援
- ・農業活動への女性の視点と声を積極的に活用する地域づくり
- ・食育などの取り組みを通じて、農林業への関心と理解を深める

【家族経営協定】とは

経営主と農業を一緒にしている家族が、お互いの意思を尊重しあって、共同経営者として、共通の目標（今後の農業経営の方向や生産運営等）を明確にし、その同じ目標に向かって家族間で取り決めていくことで

○参考資料

- ・ 農業協同組合における女性役員数（平成25年4月現在）

名 称	総 数	うち女性（割合）
JA 鳥取西部日南支所 （地区理事・組織理事）	3人	0（0%）

※JA 鳥取西部日南支所の地区理事は3名ですが、鳥取西部農協管内では36名の地区理事、組織理事が選出されています。このうち女性枠の組織理事が2名ですが、女性枠以外の理事に1名の女性が選出されています。今後、地区理事においても女性の進出を進め、過半数に近づけることが重要となります。

- ・ 町内における家族経営協定締結戸数

（第1次産業従事戸数は平成22年度農林業センサス、家族経営協定締結戸数は平成24年度農林水産省の調べによる）

	世 帯 数	家族経営協定 締結戸数	割 合
第1次産業 従事戸数	854世帯	4世帯	0.5%

※日南町での家族経営協定の普及率は極めて低い状況といえます。国が定めている家族経営協定は、まだまだ一般的ではないという実態を表しており、家族経営協定普及に係る啓発活動などに力を入れていく必要があります。

重点目標 2

仕事と家庭の良いバランスづくり

男女がともに幸せな家庭生活を築き、生きている喜びを実感することは大変重要なことといえます。とくに、子どもを育てる男女にとって、家庭において健やかな育ちを見守ることは、親として重要な責任といえます。

そのため、特に男性については、職業中心に偏ったライフスタイルを見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現することが必要です。このことは、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、育児・介護も含め、家族が安心して暮らし、家庭責任を果たしていくうえでも重要です。

近年、育児介護休業法等により育児や介護に関する制度整備が進められてきましたが、いまなお休業を取得しにくい実情があります。

また民間企業においては、時間休暇制度が整備されていない場合も多く、今後育児・介護休業制度等と併せて時間休暇制度の一層の普及を図り、労働者が安心して子どもを持ち、バランスのとれた家庭生活を送れるよう環境を整備していくことが必要です。

家庭生活における男女共同参画を進めるためには、男性が積極的に家事や子育て、介護等へ携わり、誰もが心豊かに暮らせるよう男女で家庭責任を共有する意識を育てることが重要です。

【仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）】とは

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

○具体的施策

（1）行政の取り組み

- ・仕事と生活の調和についての理解促進（取組事例などの紹介）
- ・町として、町内男女共同参画優良企業の認定及び表彰
- ・鳥取県男女共同参画推進認定企業へ定期的なアンケート調査や情報の提供

（2）職場、企業の取り組み

- ・時間休暇制度の推進、育児・介護休暇による労働者が働きやすい環境整備

- ・事業所内における役員などへの女性の参画推進、子育てを終えた女性の再就職支援

(3) 地域、家庭での取り組み

- ・男性も家事に積極的に参加するための雰囲気づくり

○参考資料

- ・日南町と県内市町村の管理職（課長相当職以上）の女性の登用率
（平成24年4月1日）

	管理職総数	うち女性（割合）	職員数（うち女性）
日南町	13人	2人（15.3%）	90人（33人）
県内	641人	118人（18.4%）	—

※この表は日南町役場と県内市町村役場の女性管理職（課長職以上）の登用率を示したものです。他市町村と比べて数値が低いのは、全職員に占める女性職員数が低いためです。

- ・町内企業の「鳥取県男女共同参画推進認定企業」

企業数 13社

- (企業名) 有限会社福岡組／有限会社坪倉組／有限会社大柄組
 有限会社岡田建設／日南振興株式会社／有限会社澤田建設
 有限会社大生建設／有限会社今松工務店／有限会社カワケン
 社会福祉法人日南福社会／有限会社トータルサービス
 特定非営利活動法人つなで／株式会社グリーン・シャイン
 （認定番号順、平成25年12月2日現在）

【鳥取県男女共同参画推進認定企業】とは

女性の能力を生かし、男女ともに働きやすい職場環境づくりを積極的に進める企業を、「鳥取県男女共同参画推進企業」として認定しています。

日南町男女共同参画推進計画

基本目標 3

基本的人権の尊重で

互いに認め合う社会の実現

重点目標 1

女性の人権尊重とあらゆる暴力を許さない地域づくり

男女間における暴力は、基本的人権や自由を妨げ侵害するものであり、あらゆる場面において、被害者や社会に対して深刻な影響を及ぼします。近年、特に配偶者など身近な人から受ける暴力（「DV」＝ドメスティックバイオレンス）は、大きな社会問題となっています。また、交際相手からの暴力（デート DV）も、問題となっています。その背景として、固定的性別役割分担意識、経済力の格差、上下関係など古くから残る社会構造が原因であると考えられています。

全国の事例から DV は家庭内で起こる場合が多く、周囲から見過ごされやすく潜在化し、その被害をより深刻にするといわれています。日南町も鳥取県の支援計画に沿いながら、町を挙げて女性の人権の尊重とあらゆる暴力を許さない地域づくりに取り組めます。

配偶者や恋人から暴力を受けていることを他の人に相談することは容易なことではありません。小さな町になればなるほど、他人の目などを気にして DV 被害者が被害を訴えることを躊躇（ちゅうちょ）する傾向があります。こうしたことを防ぐためにも、十分な配慮とプライバシーの保護に努めて、救済・支援体制づくりを進めていきます。

【DV（ドメスティックバイオレンスと）とは

夫婦間・パートナー間での暴力をいい、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的、あらゆる形の暴力が含まれます。どんな形であっても、暴力は相手の尊厳を傷つける重大な人権侵害です。DV の被害を防ぐためには、早期の対応が大切になります。

○具体的施策

（1）行政の取組

- ・ 広報誌、ケーブルテレビなどを利用した DV に対する認識の徹底及び相談窓口等における職員研修、通報先の周知
- ・ DV 被害者を支援するサポートネットワークとの連携

（2）職場、企業の取組

- ・ 男女互いが自立した、女性の人権尊重の職場づくり
- ・ セクハラ、パワハラに関する研修会の開催や相談窓口の設置

(3) 地域、家庭の取り組み

- ・女性が家庭で孤立しないよう、地域における女性ネットワークづくり
- ・自治会役員等を対象としたDV等に対する研修会の開催

【セクハラ（セクシャルハラスメント）と パワハラ（パワーハラスメント）】とは

セクハラとは、性的嫌がらせのことをいい、例えば職場などで、「相手の意思に反して不快や不安な状態に追いこむ性的なことばや行為」を指します。また、職場に限らず一定の集団内で、性的価値観により、快不快の評価が分かれ得るような言動を行ったり、そのような環境を作り出すこともセクハラとなります。

パワハラとは、一般的には組織において上司が「職務権限を使って職務とは関係ない事項について、あるいは職務上であっても適正な範囲を超えて、有形無形に部下に圧力を繰り返し、精神的苦痛を与えること」と考えられています。パワハラはセクハラの延長線上にあることも多く、大きな問題となっています。

○参考資料

- ・県内のDV相談件数（婦人、心と女性の相談調
(平成23年度実績)

DV 被害者相談件数	うち一時保護件数
1, 141件	75件

重点目標 2

地域・家庭みんなで学ぶ人権

地域、家庭においては知らず知らずのうちに子どもたちに対して性別による指導や関わり方を区別する、いわゆる「無意識の性差別教育」を実施している場合もあります。

子どもたち一人ひとりが、自分自身を正しく理解し、「男だから」、「女だから」といった性別にかかわらず、個々の良さや可能性を伸ばしていく教育が求められています。また、一番身近な存在である家庭、地域の中で、周りの人を思いやる気持ちと、他人を理解する心を育むことも大変重要なことといえます。

教育委員会と連携し、教員や保護者への男女共同参画に関する学習機会の提供、児童への「性」（いのち）や、部落差別をはじめとした人権問題、障がいについての教育も含めた様々な人権教育を推進することにより、みんなで学ぶ教育の推進の実現を推進していきます。

また、誰も生涯を通して健康に生きる権利が保障されなければなりません。特に女性には、妊娠や出産のための仕組みが備わっているため、生涯を通して男性とは異なる多くの健康上の問題に直面します。これらの諸問題について理解を深め、自分自身や他人の健康と権利を尊重できるよう、必要な知識の普及や意識の醸成を図ります。

【リプロダクティブ・ヘルス／ライツ】とは

性と生殖に関する権利と訳され、女性が生涯を通じて、自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利のことです。国際人口・開発会議（1994年カイロ開催）で提唱され、女性の重要な人権の一つとされています。子供を産む、産まない、いつ何人産むかなどを選ぶ自由、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。

○具体的施策

（1）行政の取り組み

- ・男女の平等を学ぶための「性」（いのち）やリプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての教育の推進
- ・部落差別をはじめとした人権に対する教育の推進
- ・教育委員会等と連携した教員、保護者、児童・生徒への男女共同参画に関する学習機会の提供

(2) 職場、企業の取り組み

- ・無意識による性差別教育根絶に向けた研修会の実施

(3) 地域、家庭の取り組み

- ・子どもたちにとって一番身近な存在である地域、家庭とのつながりの再認識
- ・休日に地域との関わりを持てる場への参加

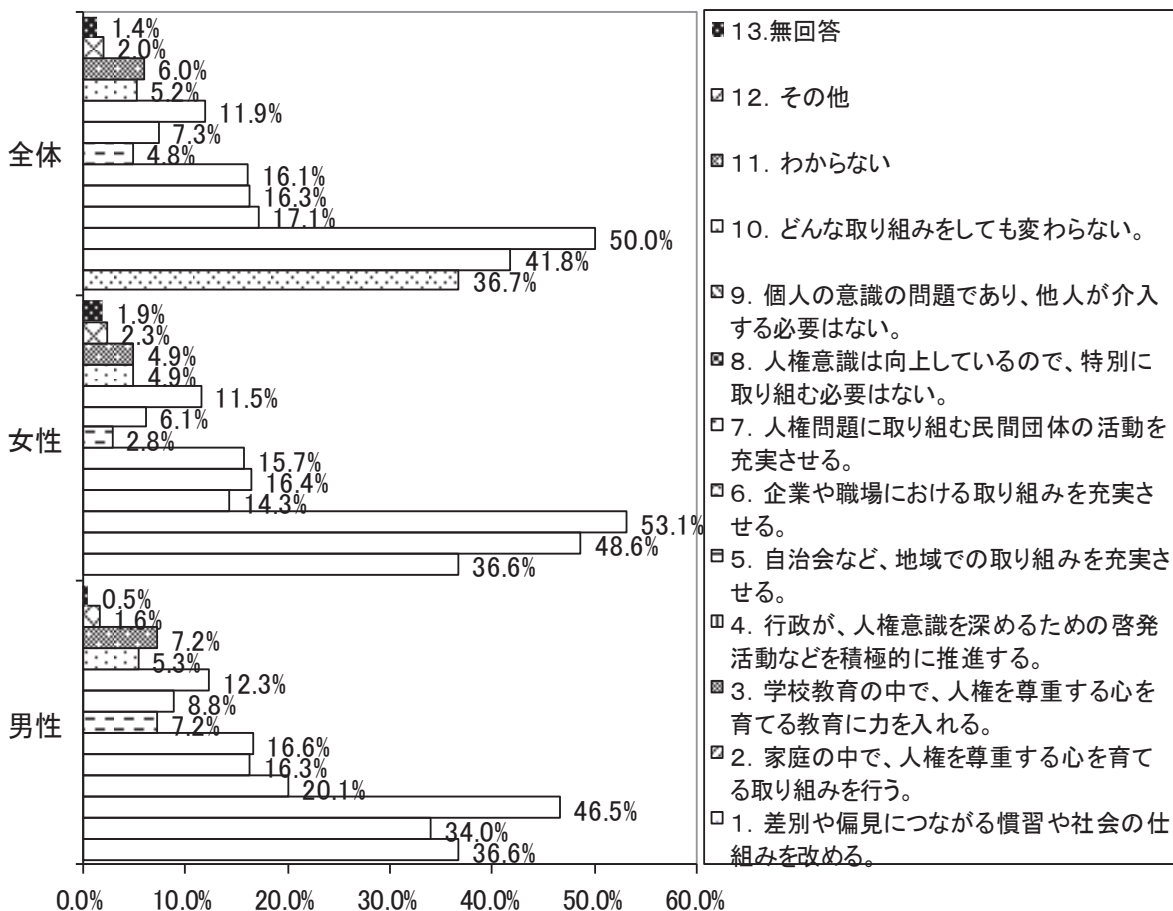
○参考資料

- ・平成25年度日南町人権意識調査から

『人権問題について理解を深め、人権意識を高めるためには、今後どのような取り組みを行えばよいと思われますか。(3つ以内選択)』という問いに対して、全体での1番目は、「3. 学校教育の中で人権尊重の心を育てる」の50%でした。次いで「2. 家庭の中で人権尊重の心を育てる」41.8%、「3. 差別や偏見につながる習慣や社会の仕組みを改める」36.7%で群を抜いています。

また男女別にみると、女性のほうが目立って多い回答のあるのが、「2. 家庭の中で人権尊重の心を育てる」(男性34%、女性48.6%)で、14.6ポイント差でした。いずれにしても人権意識を高めるための基盤が「学校」と「家庭」にあることが、求められています。

人権意識を高めるための取り組み



重点目標 3

多様な人々の多様な生き方が尊重されるバリアフリー社会へ

男女共同参画社会とは、年齢、国籍、障がいの有無に関係なくすべての男女が安全で安心して生活できる社会です。

町内にも、結婚生活や就労のため、多くの外国人の方が生活されています。これらの方の中には、言葉、文化、歴史、伝統などの違いから生活に不便を感じていたり、差別や偏見などに苦しんでいる人もいます。そのような人々が社会で孤立しないよう、異文化交流の機会をつくるなど、多様な文化の中での互いの「違い」を認め合えるような社会づくりが必要となります。

他者理解のための交流を深め、互いの歴史、文化、習慣等を学習・理解する機会は、国際社会から見た日本の男女共同参画の進捗状況について考える契機になります。このような観点から誰もが生活しやすい男女共同参画のまちづくりを目指します。

また、障がいのある男女が安心して暮らせる社会づくりへ向けて「日南町障がい者計画・障がい福祉計画」に基づき、住み慣れた地域や家庭の中でともに協力し支えあい、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

【バリアフリー社会】と【ユニバーサルデザイン (UD) 】とは

バリアフリー社会とは、高齢者や障がい者だけでなく、病気や怪我をしている方にとっても、安全で安心して生活できる社会をいい、ハード面だけでなく、ソフト面＝人の心、も重要視され、すべての人が気持ちよく、楽しく生活していくための社会づくりをいいます。

ユニバーサルデザインは、はじめから誰もが使いやすい「まち」「もの」「サービス」を設計（デザイン）することです。

その原点には、年齢、性別、文化、身体状況など、それぞれの人が持つ様々な違いにかかわらず、誰もが暮らしやすい社会を実現しようとする考えがあります。

○具体的施策

(1) 行政の取り組み

- ・外国人の方との「互い」の違いを認め合うための交流活動
- ・障がいのある方を地域で支えあい、認め合うため、偏見に対する啓発活動の実施
- ・同和問題研究集会や小地域懇談会の開催などの学習会の活動
- ・公的な施設等でのバリアフリー設備の充実

(2) 職場、企業の取り組み

- ・性別、国籍などへの偏見をなくし、「人」として互いの人権を認め合い理解する
- ・「人権」、「いのちの大切さ」を視点とした男女平等の意識改革
- ・雇用義務数以上の障がい者の雇用促進

(3) 地域、家庭の取り組み

- ・様々な男女の生き方について理解を深めるための学習
- ・各種会合への女性参画の意識づくり

【雇用義務数】とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、その割合（法定雇用率）に相当する雇用義務数以上の障がい者を雇用しなければなりません。

○参考資料

- ・日南町内の外国籍の方の人数（日本国籍取得の方を除く（H26.1 現在））

総 数	うち女性割合
28人	17人（60.7%）

参考資料

1. 計画の策定経過
2. 男女共同参画社会基本法
3. 日南町男女共同参画推進条例

1. 計画の策定経過

日 時	会 議 名
平成25年 9月 2日	第1回日南町男女共同参画推進委員会
平成25年10月1日	第2回日南町男女共同参画推進委員会
平成25年11月1日	第3回日南町男女共同参画推進委員会
平成25年12月2日	第4回日南町男女共同参画推進委員会
平成26年2月21日	第5回日南町男女共同参画推進委員会
平成26年3月17日	第6回日南町男女共同参画推進委員会

2. 日南町男女共同参画推進委員名簿

	氏 名	地 区		氏 名	地 区
会 長	山田 玲子	多 里	委 員	荒金 敏文	阿毘縁
副会長	原 惇子	日野上	”	山脇 亜紀	大 宮
委 員	池岡 弘紀	日野上	”	実延 克恵	多 里
”	渡辺 泰子	山 上	”	後藤 厚見	石 見
”	坪倉 充	山 上	”	栩木 建明	福 栄
”	足立 福子	阿毘縁			

男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号

同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

目次

- 前文
- 第一章 総則（第一条—第十二条）
- 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）
- 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）
- 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女

共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。
(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

（施行の日＝平成十三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

日南町男女共同参画推進条例

(平成25年3月25日条例第5号)

目次

前文

第1章 総則（第1条―第8条）

第2章 基本的施策（第9条―第15条）

第3章 日南町男女共同参画推進委員会（第16条―第19条）

第4章 雑則（第20条）

附則

女性と男性は、個人の尊重と法の下での平等をうたう日本国憲法に基づき、平等に人権を尊重されなければなりません。

日南町では、日南町基本的人権の擁護に関する条例（平成6年12月26日条例第30号）を制定し、人権を尊重したまちづくりを推進してきました。男女共同参画についても、平成20年に第2次日南町男女共同参画推進計画を策定し、国及び鳥取県の施策とも連携しながら、男女共同参画社会の実現へ向けて取り組んできました。

しかしながら、性別による役割分担意識や慣習は、時代とともに変わりつつあるものの、家庭をはじめ職場、そして地域の中にも依然として残っています。本町は女性の就業率も高く、社会の一員として誇りを持って働く女性も多くいます。また、少子化が進んできているとはいえ、県下でも合計特殊出生率は高く、育児、介護の面などで男女共同で取り組むことが必要です。

日南町には、すばらしい文化と歴史や自然環境があり、地域ではそれらを生かしたまちづくりも行われています。少子高齢化が進むわが町においては、さらに地域力を高め、地域の活性化を進めていくためにも、男女の別なく様々な分野に共同参画社会の実現が求められています。

このような現状を踏まえ、「男女が互いに認め合い、支えあい、一人ひとりが輝いて生きていくまち日南町」を目指し、日南町男女共同参画推進条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会の実現に向けて基本理念を定め、実現すべき姿並びに町、町民、事業者等の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することによ

り、だれもが心豊かにいきいきと暮らせる男女共同参画社会を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例で使う用語の意味を次のように定めます。

- (1) 男女共同参画 女性と男性が、個人として尊重されるとともに、性別にとらわれることなく、個性と能力を十分に発揮できる機会が確保されることにより、社会のあらゆる分野において対等に活動し、かつ、責任を分かち合うことをいいます。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいいます。
- (3) 事業者等 営利、非営利を問わず町内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいいます。
- (4) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野において、活動に参画できる機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、参画する機会を積極的に提供することをいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる社会を基本理念として推進されなければなりません。

- (1) 男女が、性別にかかわらず、人権が尊重される社会
- (2) 男女が、性別による差別を受けない社会
- (3) 男女が、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産など性と生殖について、互いの意思や決定が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことのできる社会
- (4) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に影響されることがなく、自らの意思で自由に活動できる社会
- (5) 男女が、社会のあらゆる分野で、個性と能力を十分に発揮できる社会
- (6) 男女が、家事や育児、介護などの家庭生活における活動の中で、互いが協力し合い対等な役割を担う社会
- (7) 男女が、政治活動、経済活動、地域活動など、あらゆる社会活動に対等な立場で参画し、かつ、共に責任を担う社会

(実現すべき姿)

第4条 町、町民及び事業者等は、次に掲げる事項を男女共同参画によるまちづくりに当たっての実現すべき姿として、これに努めるものとします。

- (1) 家庭において実現すべき姿
ア 「男だから」・「女だから」といった性別ではなく、それぞれの個性

を重視し、「その人らしさ」を大切にする家庭になること。

イ 家族一人ひとりが多様な生き方を選択でき、その能力、適性をみんなが認め合い、明るく充実した家庭になること。

ウ 「男は仕事」・「女は家庭」の意識を超えて、家事、育児、介護などの家庭の営みに家族全員がかかわり、苦楽をともに分かち合い、家族のつながりが深まること。

(2) 職場において実現すべき姿

ア 個人の意欲、個性などが合理的かつ適切に評価され、採用、配置などについて性別を理由とする差別がない、いきいきとした職場になること。

イ 効率的かつ効果的な労働によって、長時間労働やストレスがたまる職場環境の改善が図られ、家庭生活や地域活動が、活力とゆとりのある充実したものとなること。

ウ 育児休業や介護休業を男女等しく積極的に取得できるようになるなど、仕事と家庭が両立するようになること。

エ セクシュアル・ハラスメントのない、快適で安心して仕事ができる職場環境が作られること。

(3) 学習・教育により実現すべき姿

ア 「男の子だから」・「女の子だから」という性別にとらわれない、それぞれの個性や人権を大切にする子供が育つこと。

エ 進学や就職などにおいて、性別にとらわれない、個人の能力や適性を考慮した選択が尊重されること。

オ 家庭、職場、学校、地域などにおいて、性別にとらわれない係や当番などの役割分担が行われること。

(4) 地域において実現すべき姿

ア 男女が連帯して地域の活動に参画し、企画や実践にかかわることによって生きがいと活力のあるまちづくりが進められること。

イ 古い慣習、しきたりなどの制約を見直し、男女の相互理解によってそれぞれの行動や考え方が尊重され、意思が決定されること。

ウ あらゆる人の人権が尊重され、差別のない心豊かな地域社会が作られること。

(5) 農林業の分野において実現すべき姿

農林業に従事している男女がともに、経営に参画するなど性別の垣根を越えた支えあう農林業を推進することにより、家族みんなが、やりがいを持てること。

そして、農林業に誇りと夢を持ち、その良さを子どもに伝えること。

(町の役割)

第5条 町は、この条例の基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置に関するものを含みます。以下同じです。）を策定し、実施しなければなりません。

2 町は、男女共同参画の推進に当たっては、町民、事業者等、国及び他の地方公共団体と連携し、協働して取り組むよう努めなければなりません。

(町民の役割)

第6条 町民は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組むよう努めなければなりません。

2 町民は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

(事業者等の役割)

第7条 事業者等は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、その事業活動において、男女共同参画の推進に努めなければなりません。

2 事業者等は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、男女共同参画の推進を妨げる次の行為を行ってはなりません。

(1) 性別による差別的取り扱い

(2) 性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は相手方に不利益を与える行為

(3) 配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為

第2章 基本的施策

(男女共同参画推進計画)

第9条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定に基づく基本的な計画（以下「男女共同参画推進計画」といいます。）を策定するものとします。

2 町は、男女共同参画推進計画の策定及び変更に当たっては、広く町民等の意見が反映されるよう努めるものとします。

3 町は、男女共同参画推進計画を定めたときは、速やかに、これを公表するものとします。

(理解を深めるための措置)

第 10 条 町は、町民及び事業者等が男女共同参画に関する理解を深めるため、必要な情報収集及び調査研究を行い、広報活動など必要な措置を講ずるものとします。

(町民への支援)

第 11 条 町は、町民が行う男女共同参画の推進に関する活動に対し、情報の提供、学習機会の提供その他の必要な支援を行うものとします。

2 町は、男女が共に家庭生活と職場、地域などにおける活動の両立を可能とするため、必要な支援を行うものとします。

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第 12 条 町は、事業者等に対し、雇用の分野において男女共同参画が推進されるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めます。

2 町は、必要があると認めるときは、事業者等に対し、男女共同参画の推進に関する広報活動及び調査の実施について協力を求めることができます。

3 町は、必要があると認めるときは、事業者等に対し、男女共同参画の推進に関し報告を求め、及び適切な措置を講ずるよう協力を求めることができます。

(相談等の対応)

第 13 条 町は、性別による差別的取り扱いなどの男女共同参画を阻害する要因による問題に関し町民等から申し出があった場合は、関係機関等と連携をとりながら適切に対応するよう努めなければなりません。

(附属機関等の委員の構成)

第 14 条 町は、審議会などの委員を委嘱し、又は任命する場合は、男女の数の均衡を図るよう努めるものとします。

(年次報告)

第 15 条 町は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとします。

第 3 章 日南町男女共同参画推進委員会

(委員会の設置)

第 16 条 日南町男女共同参画推進計画の策定その他男女共同参画に関する重要事項を調査審議するため、日南町男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、施策の基本的事項及び重要事項について町長に意見を述べることができる。

(組織)

第 17 条 委員会は、委員 16 人以内で組織します。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはなりません。

3 委員の任期は、2 年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

4 委員は、再任されることができます。

(会長及び副会長)

第 18 条 委員会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により選任します。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(会議)

第 19 条 委員会の会議（以下「会議」といいます。）は、会長が招集し、会長が議長となります。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができません。

第 4 章 雑則

(委任)

第 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

(経過措置)

2 第 17 条第 3 項の規定にかかわらず、この条例の施行後初めて委嘱される委員の任期は、平成 26 年 3 月 31 日までとします。

鳥取県日南町

平成26年3月